

# 日火連短信

令和 6 年 1 2 月 1 8 日 第 224 号

〒106-0041  
東京都港区麻布台 2-3-22 一乗寺ビル 3F  
一般社団法人 日本火薬銃砲商組合連合会  
専務理事 大岩 伸夫  
TEL 03-5549-9041  
FAX 03-5549-9042  
URL <http://www.nikkaren.jp/>  
E-mail : [nikkaren-n.ooiwa@nikkaren.jp](mailto:nikkaren-n.ooiwa@nikkaren.jp)  
[info@nikkaren.jp](mailto:info@nikkaren.jp)

警察庁より、11月21日付でパブリックコメントが公示されています。6月14日に公布された銃砲刀剣類所持等取締法（銃刀法）の一部を改正する法律に伴って、その運用を定めるために銃刀法施行規則、指定射撃場の指定に関する内閣府令（射場令）等を改正する内閣府令案に対する意見募集です。会員各位が意見提出をお願いできればと思います。

締切り日が12月21日ですから、意見提出される方は添付ファイルの別添1を参照の上、早急に対応頂くようお願い致します。

なお、概要は下記の通りで、ハーフライフルに関する運用については、添付ファイルの別添6および別添7をご覧頂ければわかりやすいかと思います。

会員各位への周知をお願い致します。

令和6年11月21日

警察庁保安課

「銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令案」等に対する意見募集

## 3 改正案の主な内容

### (1) 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する府令案

- 装薬銃砲及び電磁石銃が発射する金属性弾丸の運動エネルギーの値の測定の方法等に係る規定
- 猟銃の構造及び機能の基準に係る規定
- 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第10条の5の2の帳簿に記載すべき事項の規定等を改正

### (2) 指定射撃場の指定に関する内閣府令の一部を改正する府令案

射撃を行う銃砲の種類による指定射撃場の種類に係る規定を改正

### (3) 猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令の一部を改正する府令案

無許可で譲り受けることができる猟銃用火薬類等の数量に係る規定を改正

### (4) 猟銃の口径の長さの特例に関する規則の一部を改正する規則案

府令第19条第2項ただし書の猟銃の口径の長さに係る規定を改正

## 4 施行期日

改正法の施行の日（令和7年3月1日を予定）とする。

### 【パブリックコメント】

[「銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令案」等に対する意見の募集について](#)

[| e-Gov パブリック・コメント](#)